

## （第一報告 要旨）

### アダム・スミスの道徳感情における複雑性と必然性

#### —自己規制と自己欺瞞および一般的諸規則

本報告では、アダム・スミスの『道徳感情論』における道徳感情の複雑性に着目し、自己規制と自己欺瞞という2つの感情の相反する傾向性が、正義などの一般的諸規則を顧慮する義務の感覚を通じて、一般的な傾向性に導かれるメカニズムについて明らかにする。

従来の研究では、スミスは、共感論をはじめとする少数の原理から、多くの道徳判断や諸行為を説明したとされてきた。しかし、近年の研究では、スミスが必ずしも、このような単純化を志向していたわけではなく、人間の内面性における複雑性を強く認識していたことが明らかになっている。

実際、『道徳感情論』の正式名称は、*The Theory of Moral Sentiments ; or, An Essay toward an Analysis of the Principles by which Men naturally judge concerning the Conduct and Character , first of their Neighbours, and afterwards of themselves* であり、スミスが主題としたのは道徳感情ではなく、その複数形たる道徳諸感情であった。この点を鑑みれば、邦訳タイトルとして定着している『道徳感情論』は、スミスの真意を十全に反映したものとは言えず、その内容自体に関して言えば、本来的には道徳諸感情論として理解すべきである。

これは、スミスが単一の感情原理に基づいて道徳哲学体系を構築しようとしたのではなく、人間の複数の諸感情の傾向性が相互にどのように作用し、道徳的判断や諸性格・行為が形成されるのかに焦点をあてていたことを示唆している。すなわち、スミスにとって道徳感情の複雑性の扱い方は、体系構築上の本質的な課題であった。

このスミスの道徳感情の複雑性に関する課題は、『道徳感情論』では共感に基づく人間観を提示する一方、『国富論』では自己利益を追求する人間像を描き出していることから、論理的不整合性が存在するのではないか、というアダム・スミス問題としても提起されてきた。

このような諸感情の相反する傾向性は、『道徳感情論』においても見出される。すなわち、胸中の公平な観察者の判断にしたがって自己の諸性格・諸行為を自己規制する感情と、公平な観察者の判断を無視する自己欺瞞という感情である。

しかしながら、スミスは同時に、われわれが経験を通じて正義をはじめとする一般的諸規則を形成し、それを顧慮する義務の感覚という一般的傾向性をもつことも論じている。このような一般的傾向性は、自己規制と自己欺瞞という、相反する傾向を高次に統合する機能を果たし、道徳的判断における一貫性および、諸行為ならびに社会秩序の安定性をもたらす。

したがって、スミスの道徳哲学においては、諸感情の相反する傾向性が単に拮抗して存在するのではなく、相互作用の過程を通じて高次の傾向性へと収斂していく構造が含意されている。このように、スミスは相反的傾向が単に対立的に存在するのではなく、相互作用の結果によって一般的傾向へと調整・方向づけられる構造を想定していた。

以上を踏まえ、本報告は、スミスの『道徳感情論』における諸感情が、単一の原理に基づくものではなく、複雑な相互関係の理解を通じてはじめて全体像が明らかになることを示す。とりわけ、自己規制と自己欺瞞という感情の相反する傾向が、正義をはじめとする一般的諸規則という傾向性にいかに収斂されるのかという観点から、スミスの道徳哲学における道徳感情の法則的必然性について再評価する。

\* 当日の報告原稿は英語の予定

## （第二報告 要旨）

### ジェイムズ・レディとスコットランド法学史

イギリス思想史研究上、19 世紀スコットランド法学——とりわけ哲学的法学——は、ガーショム・カーマイケル (Gershom Carmichael, 1672-1729)、フランシス・ハチスン (Francis Hutcheson, 1694-1746)、ケイムズ卿 (Lord Kames, 1696-1782)、デイヴィッド・ヒューム (David Hume, 1711-1776)、アダム・スミス (Adam Smith, 1729-1790)、ジョン・ミラー (John Millar, 1735-1801) などによって切り拓かれた 18 世紀スコットランド法哲学が、その後のスコットランドの法学史——のみならず思想史一般——にとっていかなる意味を持ったのかを測るための試金石である。

しかし、それにもかかわらず、19 世紀スコットランド法学の思想史的 위치づけは、ピーター・スタイン (Peter Stein, *Legal Evolution: The Story of an Idea*, Cambridge: Cambridge University Press, 1980. 今野勉・岡寄修・長谷川史明訳『法進化のメタヒストリー』文眞堂、1989 年) やダンカン・フォーブズ (Duncan Forbes, 'Natural Law and the Scottish Enlightenment', in *The Origins and Nature of the Scottish Enlightenment*, ed. Robert H. Campbell and Andrew S. Skinner, Edinburgh: John Donald Publishers, 1982, pp. 186-204) らの古典的研究以後——ジョン・ケアンズ (e.g. John W. Cairns, 'Attitudes to Codification and the Scottish Science of Legislation, 1600-1830', in his *Law, Lawyers, and Humanism: Selected Essays on the History of Scots Law*, Vol. 1, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2015, ch. 7) などの重要な業績はあるものの——、必ずしも、十分には進んでいない。

そこで本報告では、ジョン・ミラーの弟子であり、スコットランド啓蒙の自然法学的伝統の継承者としてフォーブズも注目する (Forbes, *op. cit.*, pp. 187-190, etc.)、19 世紀スコットランドにおいて活躍した法律家ジェイムズ・レディ (James Reddie, 1775-1852) の法学著作に焦点を定め、フォーブズなどの先行研究を踏まえつつ、主にレディの法学史理解の再検討を通じて、スコットランド法学史の展開過程を分析する (レディの経歴は John W. Cairns, 'Reddie, James (1775-1852)', in *Oxford Dictionary of National Biography*, Vol. 46, Oxford: Oxford University Press, 2004, p. 246 を参照)。

※本報告は日本学術振興会科研費 (JP25K16491) の助成を受ける。